

今回は、【未登記家屋】
のお話です。

【名取市税よもやまばなし・第23回】

タックス君： 先日、古い物置を取り壊したんだけど、これが法務局に登録されてない家屋だったんだよね。そういう時って何か手続きとか必要なのかな？

税子さん： その物置が課税対象の家屋だったなら、その家屋が建っていた市町村に取り壊したことを届け出る必要があるわ。

タックス君： え、そうなの？

税子さん： 登記されている家屋なら法務局で滅失登記をすればいいのだけど、未登記家屋の場合、現況を把握するのに時間がかかるから、適正な課税のためにもできるだけ早く届出をしたほうがいいよ。

タックス君： そうなんだ。じゃあ、毎年送られてくる納税通知書で課税されているかどうか確認して、課税家屋だったならその届出を出さないといけないんだね。

税子さん： そうよ。そのほか、未登記家屋を相続したり売買したときも、所有権が移っていることを市町村に届け出ないと旧所有者に課税され続けちゃうから気を付けてね。届出には添付が必要になる書類とかもあるから、分からないことがあればホームページを確認するか電話で問い合わせるといいわ。

タックス君： 未登記家屋もいろいろと手続きが必要なんだね。
ありがとう。助かったよ。

詳しくは、名取市ホームページをご覧ください。

固定資産税についてよくある質問 (<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/1522.html>)

建物を新築・増築・滅失した場合 (<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/4987.html>)

未登記家屋の所有権移転について (<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/4988.html>)



名取市総務部税務課固定資産税係

電話 022-724-7112